

<p>件 名</p>	<p>亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>財 務 部 納 税 室</p>						
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>本条例は、市税その他の市の歳入（以下「市税等」といいます。）を滞納している者に対して、行政サービスの制限の措置を執ることにより、市税等の納付に対する公平性の確保及び健全な財政運営に寄与することを目的としています。</p> <p>平成28年4月から市に認定こども園を設置することから、認定こども園の利用者負担額等を滞納している者について、行政サービスの制限の措置の対象とするため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>行政サービスの制限の措置の対象とすることができる市税等として、新たに認定こども園利用者負担額等を加えることとします。また、関幼稚園が認定こども園になることから、これまで対象としていなかった幼稚園利用者負担額についても行政サービスの制限の措置の対象とすることとします。</p> <p style="text-align: right;">< 第2条関係 ></p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、平成28年4月1日とします。</p> <p>(2) 附則において、次の条例の一部を改正し、それぞれの条例において行政サービスの制限の措置の対象としている市税等に、本条例により新たに制限の措置の対象となった歳入を加えます。</p> <p>ア 亀山市産業振興条例（平成17年亀山市条例第119号）</p> <p>イ 亀山市公共下水道条例（平成17年亀山市条例第131号）</p> <p>ウ 亀山市営住宅条例（平成17年亀山市条例第135号）</p> <p>エ 亀山市子どもの出生祝金条例（平成23年亀山市条例第34号）</p> <p>< 参考 > 現在、行政サービスの制限の措置の対象となる市税以外の市の歳入</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">保育所利用者負担額等</td> <td style="width: 50%;">農業集落排水施設使用料</td> </tr> <tr> <td>市営住宅使用料</td> <td>公共下水道使用料</td> </tr> <tr> <td>公共下水道受益者負担金等</td> <td></td> </tr> </table>			保育所利用者負担額等	農業集落排水施設使用料	市営住宅使用料	公共下水道使用料	公共下水道受益者負担金等	
保育所利用者負担額等	農業集落排水施設使用料							
市営住宅使用料	公共下水道使用料							
公共下水道受益者負担金等								

亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月22日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第43号

亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部を改正する条例

亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例（平成17年亀山市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「に規定する保育費用」を「及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の1号を加える。

（6）亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（亀山市産業振興条例の一部改正）

2 亀山市産業振興条例（平成17年亀山市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「に規定する保育費用」を「及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の1号を加える。

（6）亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額

（亀山市公共下水道条例の一部改正）

3 亀山市公共下水道条例（平成17年亀山市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「に規定する保育費用」を「及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の1号を加える。

（6）亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額

（亀山市営住宅条例の一部改正）

4 亀山市営住宅条例（平成17年亀山市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第6条第6項第1号中「に規定する保育費用」を「及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の1号を加える。

（5）亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額

（亀山市子どもの出生祝金条例の一部改正）

5 亀山市子どもの出生祝金条例（平成23年亀山市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「に規定する保育費用」を「及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の1号を加える。

（6）亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額